

令和7年第1回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和7年2月26日（水）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 福田 晴一	委員 本間 正江	
	委員 宮川 淳子	委員 川染 誉太	
	委員 長谷川 勝久	委員 名島 啓太	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学び未来課長	学校改築施設管理課長	
	学校支援課長	生涯学習・学校地域連携課長	
	教育指導課長	教育総合相談センター所長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	6号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和七年第一回東京都北区議会定例会）（条例関係）	承認
2	7号	いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	6号	「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」（案）に関するパブリックコメント実施結果について	了承
4	7号	「第五期北区子ども読書活動推進計画」（案）に関するパブリックコメントの実施結果について	了承
5	8号	スクールロイヤー及び学校管理職OBによるいじめ対応職員の配置について	了承
6	9号	東京都北区奨学金返済支援給付事業（案）について	了承

令和7年第1回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和7年2月26日(水) 13:30

福田教育長

それでは、これより令和7年第1回北区教育委員会臨時会を開催いたします。

全員出席ですので、会議は成立しております。

初めに、日程第1、第6号議案「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について(令和七年第一回東京都北区議会定例会)(条例関係)」です。

教育指導課長から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

福田教育長

教育指導課長

教育指導課長

第6号議案の1ページ、説明欄をご覧いただきたいと思います。

令和7年第1回区議会定例会に追加で提出される条例改正案につきまして、区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見聴取がありましたので、これに教育委員会として「異議がない」旨の回答をするため、本案を提出するものでございます。

改正等が予定されている条例案は、表示ページで1ページ目、記載1ページ目の中央に示しました二つの条例でございます。これから順を追って条例改正案について、ご説明申し上げます。少し長くなりますが、よろしく願いいたします。

それでは、表示ページで3ページをご覧いただきたいと思います。

3ページは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

このことにつきまして、まず、7ページ、恐れ入りますが7ページの(説明)欄をご覧いただきたいと思います。

子育て部分休暇を新設するほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえまして、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等を行うため、条例改正をするものでございます。

主な改正点でございますが、4点でございます。こちらですが、お示ししておりませんが、1点目でございますが、育児に係る部分休業期間の補完を目的とした休暇として、子育て部分休暇を新設することでございます。

2点目でございますが、法改正、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえまして、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、子の看護のための休暇の名称を変更します。

3点目でございますが、法の改正を踏まえまして、先ほど申し上げました一部改正等の法律のものなんですけれども、その法の改正を踏まえまして、仕事と介護の両立支援制度の請求に係る意向確認等及び勤務環境の整備に関する措置の実施に係る規定を設け

る改正でございます。

4点目でございますが、東京都北区立認定こども園を幼保連携型、認定こどもから幼稚園型認定こども園に移行することに伴い、規定の整備を行う改正でございます。

4点目まで申し上げました。これから具体的な変更箇所について確認をさせていただきます。

8ページをご覧くださいと思います。新旧対照表となっております。改正箇所は傍線が引かれてございます。

まず、第2条、第5条、第7条でございますが、こちらは幼稚園の定義に認定こども園を含めるという改正でございます。ちょっと小さくて、傍線部が見つらいかもしれません。よろしくお願いいたします。

そして、9ページでございます。第11条、条例第18条の3（子育て部分休暇）の新設に伴う規定整備でございます。

それから9ページから10ページの第11の2、職員の超過勤務が免除となる子どもの年齢を3歳未満から小学校就学始期までに拡大するものでございます。

そして11ページの第17条でございますが、こちらは子の看護のための休暇という名称から子の行事参加等の場合にも取得可能となることに伴いまして、子の看護等休暇という名称に改めるものでございます。

そして、同じく11ページ、第18条。こちらは条例第18条の4、仕事と介護の両立支援制度の請求等に係る意向確認等が規定されることに伴う規定整備を行うものでございます。

そして、12ページの第18条の3でございます。こちらは子育て部分休暇制度を新設するものでございます。これは、子どもですが、小学校就学の始期に達するまで取得することができる育児に係る部分休暇期間を補完する目的として新設された休暇となります。

この子育て部分休暇は、対象職員の範囲を除いて、育児に係る部分休業と同様の制度としております。対象となる職員は、満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子を養育する職員となります。

そして、同じく12ページ、第18条の4、介護休暇の対象親族等が介護を必要とする状況に至った職員に対して、教育委員会が仕事と介護との両立に資するための措置等について知らせるとともに、介護両立支援制度に係る意向確認をするための面談などを行うことを規定するものでございます。

そして、次のページでございますが、13ページ、第18条の5、最後になりますが、介護両立支援制度等を利用しやすくするため、勤務環境の整備に関する措置を規定するものでございます。

そして、付則でございます。こちら、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

6ページに戻りましたら、左側、後ろから4行目からになります。付則です。

施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行することといたします。ただし、施行前の準備といたしまして、第11条の2第1項に規定する、超過勤務の免除に係る請求は施行日前日をもって行うことができるものとしています。

続きます。二つ目の条例についてでございます。こちらは14ページをお開きいただきたいと思ひます。

表示ページで、14ページでございます。幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

では、15ページから16ページの説明欄でございます。16ページです。

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給することとするほか、東京都北区立認定こども園を幼保連携型認定こども園から幼稚園型認定こども園に移行することに伴い、規定の整備を行うため、条例改正をするものでございます。

17ページでございます。こちらから新旧対照表となります。ご覧いただきたいと思ひます。

改正箇所でございますが、第2条、第15条、第17条でございます。こちらは今申し上げます3条、3つの条につきましては幼稚園の定義に認定こども園を含めるという改正でございます。

そして、18ページ、第32条の2でございます。

こちらは定年前再任用短時間勤務職員の住居手当について適応外としていたもの、こちらを今後適応対象とするための改正でございます。

そして、最後となりますが付則でございます。15ページにお戻りいただきたいと思ひます。

15ページ真ん中、中央辺りにお示ししております、付則。

こちらは施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行することといたします。また、第2項におきまして暫定再任用の職員の住居手当について適応外としていたものを今後適応対象とするため、令和4年9月、東京都北区条例第43号の付則第9号を改正いたします。

以上、長くなりましたが、令和7年第1回定例会に追加で付議する条例案件に関する区長からの意見聴取についてご説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

福田教育長

ありがとうございました。

では、本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

本間委員

教育長

福田教育長

本間委員

本間委員

丁寧なご説明、ありがとうございます。

とても介護に加えて行事等でも休暇が取れる、進んだ内容だというふうに捉えたんですが、職員への周知というのは、どのような形でするのでしょうか。

教育指導課

教育長

長	
福田教育長	教育指導課長
教育指導課長	教職員係のほうから、教育指導課のほうから通知をもって周知をすることとなります。今後、それは定例会で議決がなされてからになります、そのような形で周知をする形となります。
福田教育長	ほかの委員はいかがでしょうか。ございませんか。
川染委員	教育長
福田教育長	川染委員
川染委員	すみません、質問だけなんですけれど、12ページの子育て部分休暇について、第18条の2というところで、下が現状の現行の規則だと思うんですけども、これは今までなかったものを新たに18条の2、3ですか、これそのものがもう新しくなるという理解であっていますか。
教育指導課長	教育長
福田教育長	教育指導課長
教育指導課長	川染委員のおっしゃられるとおりのことでございます。新設されたものとなります。
川染委員	教育長
福田教育長	川染委員
川染委員	分かりました。 部分休暇の部分というのは、あれですか。半日とか、そういう意味合いのものですか。
教育指導課長	委員長
福田教育長	教育指導課長

教育指導課長	<p>お答えします。</p> <p>半日とか、あとは時間です。1時間とか、そのような単位での休暇取得の制度でございます。</p>
川染委員	<p>教育長</p>
福田教育長	<p>川染委員</p>
川染委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
福田教育長	<p>ほかにご意見、ご質問よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>それでは、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議ないと認め、第6号議案については原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第2、第7号議案「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生に係る報告について」です。</p> <p>本件については個人情報が含まれる案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7号ただし書の規定に基づき、非公開としたいと思いますが、まずはご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>それでは、ただいまより会議を非公開といたします。</p> <p>【非公開】</p>
福田教育長	<p>それでは、ただいまより会議を公開といたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、日程第3報告第6号「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」(案)に関するパブリックコメント実施結果について」です。</p> <p>教育政策課長から説明をお願いいたします。</p>

教育政策課
長

教育長

福田教育長

教育政策課長

教育政策課
長

それでは、報告第6号です。1枚、おめくりをお願いいたします。

お示しの計画案に関するパブリックコメントの実施の結果でございます。この計画案につきましては昨年11月の本委員会におきまして、ご説明をさせていただいたところでございます。

パブコメの結果の前に、1の要旨のところでございます。これはちょっとご説明をさせていただきたいんですが、なお書きのところです。

なお書き以降のところ、この間国におきまして、これまで用いていた「地域移行」という名称、これを「地域展開」に変更するという動きがございました。変更の趣旨は、地域が主体で行う部活動について、学校を含む地域全体が支えるという理念をより明確にするという趣旨で、用語の変更を行ったというふうに聞いておるところでございます。

区としては、これまで地域主体の部活動について、「地域連携」という呼び方をしておったところでございます。学校の部活動もそうなんですけれども、ひっくるめて地域連携という言い方をしておりましたが、国の動きに合わせて、今回「地域展開」と呼ぶことにしたところでございます。国にそろえたというところでございます。そのため、本計画案の名称もタイトルにお示しのとおり変更するというものでございます。

パブリックコメント、恐れ入ります。別添でA4の横形式で添付をしてございます。お願いをいたします。

概要はお示しのとおりでございますけれども、意見をご提出いただいたのは44名で合計123件です。お一人で複数のご意見を多数お寄せいただいた方もいらっしゃいます。うち、子どもからの意見は5件、頂戴したというところでございます。

コメントの中身でございますけれども、ナンバーの2にお示しのとおり、先ほどご説明いたしました名称の用い方をはじめ、様々なご意見を頂戴してございます。区の考え方は右の列に記載してございます。この3ページあるいは、次の4ページの右列にお示しのとおり、追記します、あるいは修正しますというように、できるだけご意見を酌み取るように努めたところでございます。

それから、ずっと先を進みまして、すみません、53番からです。53番が17ページになります。

53番から79番までの合計26件につきましては、計画そのものというよりも計画策定後の事業展開、運営に関するご意見と捉えまして、ご意見のみを掲げてございます。

修正点が19ページ以降にお示しをしてございます。19ページでございますけれども、こちらは先ほど説明のとおり、用語の変更に伴うものというものでございまして、これ以降も用語の変更に伴うものが多くなってございます。

次のページ、20ページでございますけれども、こちらは、「はじめに」というペー

ジを差し込んだというところでございます。

21ページ以降、24ページまでお示ししてございますが説明は割愛をさせていただきます。

以上、大変雑駁ですが説明とさせていただきます。

福田教育長

ありがとうございました。

では、本件についてご質疑、ご意見はございますか。

本間委員、お願いします。

本間委員

教育長

福田教育長

本間委員

本間委員

本来でしたら委員の中でもっと共有してからというふうに思ったのですが、先日の文科省の協議会の折に、この辺に関する部会に出られた委員がいらっしゃいますので、自治体によって取り組み方に差異が当然出てくるとは思うんですけども、参考になるかと思imasuので、ぜひ、ここでお伝えいただけるとありがたいなと思っています。

福田教育長

宮川委員、お願いします。

宮川委員

教育長

福田教育長

宮川委員

宮川委員

ただいまのお話を受けてですけれども、先日この地域連携から地域展開へということで、分科会がありまして、各テーブル4人から5人の北区以外の方たちとの話合いがありました。私はちょうど、隣の千葉県の柏市の方だったんですけど、これは令和3年度から少しずつ進めて、今、少しずつモデル的にはあるけれども実施をされていて、比較的いい方向に向かっているという自治体さんでした。

また、そのほかの地域の方が3人いたんですけども、その方たちは、まだ全くそういうことが実際に行われていないので、そういう、よく行っている自治体さんをモデル的に拝見しに、今度、実際に行きたいなというお話がありました。

また、国のほうからは、静岡県の方は令和8年度には完全に、今は平日だけやっているんですけども、土日祝日も含めて、全て完全に地域連携とか地域展開もするという、すばらしい静岡県はそうだという、日本で多分一か所なんですけれども、今のところはそういうところもございませぬというお話で、それはそれで、やはりどういう過程で進んでいったかというところは、詳しくは私たちは説明は受けておりませぬので、そういうところもあるというだけでしたので、そこは少し詳しく調べてみたいなということで、参考になるところがあれば、北区でもぜひ取り入れていければいいのかなというふうに思いました。

全体会の最後のところでもお話がありましたけれども、まだまだ課題がたくさん多くて、やはり指導員の問題もございまして、子どもたちが自分の今部活をやっている学校の拠点から別な学校の場所を使ってやるから、そこに移動する際のご父兄のいろいろな安全面ですとか、そういう心配もあつたり。中には、東京ですと隣の学校というところ、ちょっと自転車や徒歩でも行けるんだけれどもバスを使わなければいけない、自転車ではちょっと遠過ぎて危ないとか、やはり地域によって大変差がございまして、そういう点も北区のところには当てはめたときに、子どもたちが安全に移動したり、そういうふうに行けるならば、そういうことも参考にしてはいいかなというふうに聞いてまいりました。

いずれにしても、最終的にはやはり人を頼むという、指導員の方を頼むことにかかる予算です。そういうところを最後には、やはり皆さんから予算面も十分に組んでいただければ、この事業も大分とんとんと進んでいくこともあるのかなというふうには、私はそういうふう感想として受けてきました。

以上です。

あと、ほかにもいらっしゃいますので、どうぞ。

福田教育長 名島委員、お願いします。

名島委員 教育長

福田教育長 名島委員

名島委員 今、宮川委員がおっしゃったようなことで、私のグループも自治体によって、非常に全然ばらつきがあつて、何をどう捉えていいか難しい会議ではあつたのですが、北区は非常に丁寧に進めていただけていて、着実に布石を打って次から動いていくということを、私のほうからほかの自治体の皆さんにはお伝えしました。

全体の中で出た意見として、これだけのことをやろうとしているのに、国が割く予算が、やっぱりどう考えても少な過ぎるということはどの委員もみんな思っていて、そうだと、そうだというふうな雰囲気がありました。

それから、人材の確保の要として、兼職兼業が中心であるというふうには文科省の方がおっしゃっておりましたので、やっぱりこれは各自治体の事情によって進むペースから何から全く違うんだろうというふうには、改めて思っております。

例えば、出た話として働き方改革の面もこの話はあるというんですけれども、部活をやりたい、本当は顧問を続けたい先生が同調圧と申しますか、要するに働き方改革の一環なのに何部活をやりたいと言っているんだ、というふうな空気があるというふうな話も聞きますし、この話は複雑で一概には進まないということを改めて認識した次第です。

あとは、各自治体の事例等を報告し合ったということでしたけれども、そのように難しいことなんだなというふうには感じております。

福田教育長	<p>両委員の方、貴重なご意見と報告をありがとうございました。 何か今のお二人の委員に対しての、少し質問とかコメントはありますか。 教育政策課長</p>
教育政策課長	<p>教育長</p>
福田教育長	<p>教育政策課長</p>
教育政策課長	<p>ご紹介をありがとうございました。 私どもも、四つの自治体に視察に夏に伺いまして、いろいろな先進的な取組を伺ってきたところでございます。加えて、部長と私は議会の文教委員会の視察で、先ほどご案内のありました静岡県の焼津市の取組、これはもう完全移行というふうなところで伺ってきたところでございますので、様々な温度差といいますか、進み具合といいますか、取組の状況は違うというところは認識してございますので、そういったことも踏まえながらいいものを取り込んで進めていきたいというふうに思っているところでございます。 それから予算の確保という点では、当面といいますか、取りあえず来年度の経費でございます。これは地域クラブ活動の運営委託経費でございますけれども、これは区長部局のほうにも理解をいただきまして、一定の金額を確保しているところでございます。この運営の経費につきましては協議会と申しますか、検討会議の中でも、持続的な活動ができるような仕組みも考えていかななくてはいけないというようなご意見もいただいているところでございますので、今後の課題だというふうに捉えているところでございます。 それから、前もアンケートの結果のご紹介のところでも少し触れさせていただいたかと存じますけれども、部活動をやりたい先生が3割ぐらい北区の中ではいるというところで、今回の計画につきましては、やりたい人、あるいはあまり積極的に取り組みたくないという人、両方の意見を反映しまして、形にしたというような内容となっているというところでございます。 すみません、以上雑駁ですけれども、以上とさせていただきます。</p>
福田教育長	<p>コメントありがとうございます。 では、長谷川委員、お願いします。</p>
長谷川委員	<p>教育長</p>
福田教育長	<p>長谷川委員</p>
長谷川委員	<p>失礼いたします。長谷川でございます。 私も、先日文科省の会合に行っまいりましたけれども、一つ、豊川市だったと記憶</p>

していますが、豊橋だったかもしれません。ちょっとそこは曖昧なんですけど、先ほど名島委員がおっしゃってましたように、兼業とか企業にお願いするときに兼業云々という問題があると思うんですが、それができるのが大企業がいいという話をしていました。

どういうことかという、地域にいる比較的大手の企業さんにプラットフォームまで全部依頼したとおっしゃってました。人選の仕方から、いわゆる兼業扱いで学校に部活動の指導員として週に何回か出してもらうという、そういうような人材の選定まで全て企業にお願いすると。そうすると、大手の企業であればそれなりの人材で、指導員として適格かどうかとか、そういう心配もなく、企業内でその辺はきちっと選定してもらえりし、また兼業のそういう仕組みも大企業だとあるので、比較的それでプラットフォームまで全部企業のほうでやってもらってうまくいっていますということで、それがメディアに取り上げられて、テレビなんかでも放映されたというようなことをおっしゃっていたところがありました。

あと、もう一つは先ほど、課長がおっしゃられていたように、3割ぐらいの先生が部活をやりたいという、これはやっぱり私が一緒にいた、同席していた大阪とか他の地区の教育委員の方、あるいは教育長さんも見えたんですが、やはり2割、3割ぐらいの先生がやはりそういうご意見だということは確かに同じだなという印象を持ちました。

その中で、二つ意味があると思ひまして、これはちょっと、どこまで申し上げていいかわからないんですけども、例えば学校によっては、生徒指導上やはり部活というのがとても大事になる場合がございます。

これは議事録に残ってしまいますので、どういうふうに申し上げていいのかわからないんですが、例えば、私は中学校の教員をしていましたけれども、中学校2年生の授業で九九ができないんです。そうすると、やっぱり連立方程式を教えても無理なわけなんです。そういう子たちが騒いでしまいますと、なかなかその子に指導の対象を向けてしまいますと、全体の授業が止まってしまうんです。そのときにどうするかというと、致し方ないのでそのときは全体に焦点を当てて全体の授業をやるんですけども、授業後に全て部活が終わった後に、例えば保健室に来なさいとか言って、九九からやっぱり遅くまで残って、夜9時とかまで残って勉強をしたりとか、部活の顧問の先生が部活が終わってから、じゃあ九九をやるぞとそういう文化があるわけです。それをやっていると、たばこを吸っているのを注意しても殴られなくなるんです。

一般的に、中学校ですと普通にたばこを吸っているのを注意しますと、大抵やられていたんです、当時は。私も実は額を何針か縫っています、額を割られています。そういうようなことをきちっとやって、夜9時、10時まで面倒を見ていると、さすがにそれをやらないんですよ、その先生に対しては一目置くようになるんです。空手4段以上を持っているか、もしくはそういうところで人間関係をつくるかのどちらかじゃないと指導が行き届かないわけです。

そうするとやっぱり2割ぐらい、2、6、2の法則というのがあります、組織を動かすのに2割ぐらいの人が大体中心で動かしているんです。その2割ぐらいの人はやっぱり、部活を必死になってやっているという、多分、教育長も恐らくご経験があると思うんですが、現場で中学校を経験している人は大体、そういう経験をしていると思うん

ですが、生徒指導の一環という意味合いもあるものですから、全て地域に移行したときに、じゃあクラスでその子を見捨てちゃったとなっちゃうんです。クラス全体に目を向けて、その子を置き去りにした。でも、当時はそこで殴られないのは置き去りにせずに、授業後に部活だとかそういうのを通しながら、あるいはそれが終わってからちゃんと残って面倒を見ているから授業の中で、何というか、ほったらかしにされても、ちょっと言い方は悪いですけども、子どもたちはついてくるわけなんです。

それが、働き方改革でそれがなくなってしまったときに、これは一部の学校だとは思いますが、公立学校の場合はそういう問題がございますので、私立と違って、そこがやっぱり問題だというのはどこの教育長さんか忘れちゃったけれども、やっぱり中学校の校長経験があるとおっしゃっていましたけれども、それは私と同じような見解を持って見えた、教育長さんも見えたということもちょっとご紹介をさせていただければと思います。

ありがとうございます。

福田教育長

とても生々しいお話をありがとうございました。
ほかに、コメントはありますか。
川染委員、どうぞ。

川染委員

教育長

福田教育長

川染委員

川染委員

このパブリックコメントの実施結果ということで、かなり多くのコメント、ご意見をいただいて、それぞれもかなり深い、読み込んでいる、関心が高いなというふうに見ていて思いました。一応、一通り区の考え方も見させていただいて、すごく一つ一つに丁寧に解説もつけて、言葉の定義も含めてご説明されているなという印象を受けています。

私は一通りざっと見させていただいて、一つ気になっているのが、このナンバー50の方がおっしゃっているように、一般の方とか生徒さんにとっては、まだ十分、当然理解されていない部分はあるかと思えます。今、検討会議で様々議論をさせて、この推進計画という形が出来上がっているんだと思うんですけども、区の考え方としても、この関係者の意見交換、最適化、非常に有効であるということで、前向きに受け止めているということで、私もこの件に関しては、関係者との協議が非常に大事だなと思っています。

そう考えたときに、子ども条例とか子ども大綱が間もなくできますけれど、その子どもたちの意見をしっかり聞いて、この地域、クラブ活動が何になるのかとか、どうやって運営していくのかというのに、子どもの意見を一番大切にしていきますよというのを政策課さんのほうからも伺いましたので、方向としてはその方向でいいかなと思っている半面、この部活動改革の当面の目標として、来年度いよいよ二つ、8年度から二つずつ、単純に二個ずつ、今当面に考えていて、5年後には大体10という一つの目安があ

るんですけども、これはいずれ想像していないような、部活動の決め方とか、子どもたちの意見を聞きつつ、ただもう一方では地域の責任とか、しっかり人がちゃんと整備されているところじゃないと受け入れができないということで、必ずしも子どもたちの意見が全部通るわけではなと。その辺りをうまく、意見を聞いたからには子どもたちにもちゃんとフィードバックしてあげないと逆効果に、せっかく僕たちが意見を出したのに全然何か違う結果になっているじゃない、みたいな、そういうふうに使われないようにしたいなというのと。

これは、検討会議は、もう今は解散したんですか。規約を見る限り推進計画までという形なので、今後、多分5年間で10という、今、単純に並べているようには見えるんですけど、多分そう、うまくはいかない、当然見直しをしながら予算もあつてということなので、検討会議みたいな何か地域とか北区の職員の皆さんとか、どういう会議体、何らかの形が必要なのかなとは思っています。多分、もうその辺りも検討会議で意見は多分出ているのかなと思うんですけど。ですから、計画どおりにうまくいかないことも前提に置いて、見直したり、意見を聞いたりして、なおかつ、子どもたちの意見をしっかり聞いた上で、いろいろな事情でこうなっているんだよというのを、ちゃんとフィードバックさせてあげないと、せっかくすごくいい施策といいますか、これがうまくいかないんじゃないかなというのは感じたところでございます。

すみません、ちょっと感じたところだけをお伝えしました。

教育政策課
長

教育長

福田教育長

教育政策課長

教育政策課
長

今、委員のほうから子どもの意見というようにお話を頂戴したところでございます。まさに、子どもが主役の部活動というところでございますので、区としてもそこは大事にしていきたいというところでございまして、ご案内のとおり、今回計画をつくるに当たってのアンケート、あるいはパブリックコメントにつきましても、子どもたちが親しみやすい動画を作成いたしまして皆さんに見ていただいたという経緯がございます。今後、事業展開をしていく中でも、やはり子どもの意見と申しますか、ニーズと申しますか、これは十分に取り入れていかなくてはいけないというところでございますので、その辺りは十分配慮してまいりたいというふうに思っております。

それから、会議体のお話を頂戴したところでございます。検討会議につきましては、実は明日の夜に第4回の検討会議がございまして、これは最後の検討会議になりまして、この計画案を取りまとめるというようなことになってまいります。では、その後どうするかというところでございますけれども、来年度につきましては、協議会という会議体を設置をいたしまして、計画ではなくて、今度は実際に運営していくに当たっての課題、それからご意見、これを取り込めるようにしていこうというようなところで、今、準備をしているところでございます。そういった中で、様々な意見を取り入れながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

福田教育長

ありがとうございます。
ほかは、よろしいですか。

(質疑・意見なし)

福田教育長

私からも、この問題は中体連、中学校体育連盟の昭和30年に始まったと思うんですけれども、70年の歴史の課題の積み残しの部分もあるので、やはり、いろいろ情報公開をしながら、いい形に進めてもらえたらありがたいなと思っております。

では、ご意見がほかにないようでしたら、ここで本件に関する報告は終了いたしますが、よろしいですか。

(異議なし)

福田教育長

ありがとうございました。

では、次に日程第4、報告第7号「第五期北区子ども読書活動推進計画」(案)に関するパブリックコメントの実施結果についてです。

中央図書館長から説明をお願いいたします。

中央図書館長

教育長

福田教育長

中央図書館長

中央図書館長

中央図書館長でございます。よろしく願いいたします。

日程第4、報告第7号「第五期北区子ども読書活動推進計画」(案)に関するパブリックコメントの実施結果についてをご報告いたします。

本ご報告につきましては、先ほどの日程第3と同じく、本委員会定例会の11月にご報告を申し上げたものの関連でございます。

議案書を1枚おめくりください。こちらは表題にお示しのとおり、パブリックコメントの実施結果についてのご報告です。

続きまして、3ページ、別紙1となります。こちらの1番、パブリックコメントの概要についてお示ししてございます。お示しの期間において、意見提出者3名、65件のご意見をいただいております。3名の方とも大人の方で、皆さん複数のご意見をいただきました。

続きまして、2番、提出された意見の要旨と区の考え方についてお示ししてございます。なお、類似のご意見につきましてはまとめさせていただきますので、先ほどの65件の総数とは一致してございません。よろしくご了承ください。

飛びまして、17ページをご覧ください。別紙2となります。こちらは、パブリック

コメント実施時点から修正箇所の一覧となります。

はじめに全体的な修正といたしまして、誤字、脱字や文章表現、図表等の軽微な修正をさせていただいております。

続きまして、個別の修正箇所についてでございます。修正箇所にアンダーラインを引いております。お示しのとおり、文章表現の修正等が主になってございます。

戻っていただきまして、報告資料1ページにお戻りください。今後の予定でございます。お示しのとおりでございます。

本日ご報告申し上げた後、3月13日までの区議会からの意見聴取、内容を精査した上で必要な修正を行い、3月26日教育委員会に付議させていただき、議決を得て策定に進めてまいりたいと考えてございます。

雑駁ではございますが、本件に関するご説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

福田教育長

ありがとうございました。

では、本件について、ご質疑またはご意見はございますか。
本間委員、お願いします。

本間委員

教育長

福田教育長

本間委員

本間委員

これに対しての直接ということではないんですけども、児童生徒の読書離れ、いわゆる紙媒体の読書離れということに対して、学校現場で、学校と図書館全体との連携が引き続き必要なことは言うまでもないんですけども、学校での教育活動は文字どおり不易と流行の部分で、日々の活動がいっぱい、いっぱいのところに次々と新たなものが入ってくるという流れの中で、一時、読書活動の推進ということが強く言われたときには、一定時間子どもたちが例えば朝読書であるとか、あるいは休み時間の読書に浸る時間を設けるとか、そういったことを積極的に多くの学校が、北区でも取り組んでいましたし、今も取り組んでいる学校も多々あると思います。

その後で、さらに外国語活動、あるいはきたコンの導入といったことで、様々、朝読書に充てていた時間を、ほかのことに振り分けなければいけないといったようなことも今起きてきているというのが、まさに現状だというふうに思います。

ですので、大きく二つ、もうこれは各学校で取り組んでいることだとは思いますが、今、新たに言われて、新たではなく再び言われている横断的な学習の取組という辺りのところで、各先生方が校長先生のご指導の下、体験活動と読書の結びつき、あるいは日々の教科の中での読書の結びつき、そういったことを具体的に児童、生徒に提示し、そういった時間を授業の中で設けてあげる。なかなか、その他の時間で読書に浸る時間といったことが少ないので、そうしたことを意図的に取り組んでいかないと、児童、生徒の立場になっても休み時間にやらなければいけないことは多々ある。そして、家に帰っても塾、宿題等に追われて読書に浸る時間は少なくなっている、そういったよ

うな現状を踏まえて取り組んでいかないと、従来どおりのことを踏襲している中では、なかなか解決は難しいというふうに思っています。

あわせて、特に低学年の児童は、放課後わくわくで過ごす児童が増えてきておりますので、今までより以上に学校図書館、図書室の開放をわくわくと連携してすることで、落ち着いて読書タイムを設けてあげるといったようなことの連携も必要ではないのかなというふうに思っています。

この後は、この件についてはスクールコーディネーターのご経験の委員もいらっしゃるので、またご意見を伺いたいなというふうに思っているところです。

今回の、パブコメの中で1点気になりましたことが、意見の中の、その他の意見としてというところに取り上げられていたページです。すみません、16ページのところの48番の最後のところです。障害のある方で、電磁波過敏などがあるという方ですけれども、このことについての確認なんです、例えば中央図書館ですとか各図書館でWi-Fi等の設備が充実している反面、そういう方たちへのそういうものが届かないようなブースというか、そういったような配慮もあるんでしょうか。Wi-Fi等の環境を整備する一方で、そういうことへの対応といったことも併せて必要だというふうに考えますが、教えてください。

中央図書館
長 教育長

福田教育長 中央図書館長

中央図書館
長 まず、いただきましたご意見は、学校でお時間のないお子様方、またはいろいろとやっつけていかなければならないお子様方に対して、いかに不読率を下げていくかといった形も含めて、様々な取組、または今まで行ってきた取組の継続をさせていただきながら、今回は電子図書館等の項目についても触れさせていただいておりますので、そういったものも活用しながら対応を取らせていただきたいと思います。

いただきましたご質問の中のWi-Fiでございますが、北区内の図書館でWi-Fiがつながる図書館は、中央図書館と赤羽図書館、滝野川図書館この三つとなっております。

中央図書館につきましては、全館がWi-Fiにつながるわけではなくて、閲覧室の一部の部分につきましては、具体的に申しますと、見通しのある中庭があるんですけども、その周辺だけWi-Fiがつながるようになってございます。赤羽図書館及び滝野川図書館につきましては、こちらは会館内に入っておりますので、こちらの会館全館がWi-Fiにつながるような機能という形になってございます。

そちらのWi-Fiも含めまして、電磁波の関連の対応でございますが、申し訳ございません。中央図書館は先ほど申しましたように、Wi-Fiというか電磁波が届かない場所が確保というか、結果としてございますけれども、赤羽、滝野川図書館につきましては、電磁波が届かない部分は基本的にないような形になってございます。

今後ご意見も含めまして、また建物が入っているのが会館になってございます。こち

らのご要望としては全館Wi-Fiがつながるといった趣旨も踏まえて、最近整備させていただいた部分もございますので、区長部局を含めた関係課ともよく意見調整を行わせていただきたいと思いますと考えてございます。

以上でございます。

福田教育長

ありがとうございます。
先に、宮川委員からお願いします。

宮川委員

教育長

福田教育長

宮川委員

宮川委員

図書館に関してですけれども、やはり各地域にあります大きな図書館、子どもさんから大人までたくさん利用しておりますし、特に今、小中学校の中では図書館で授業をやることも大変多くございまして、私がスクールコーディネーターをやっていたときに、経験なんですけれども、学校長から図書館がお昼の時間、子どもたちが給食を食べた後の昼休み時間に図書館を開けられないというか、何といいましょうか。学校の先生も忙しいし、なかなか図書館を開けることができないんですよというご相談を受けまして、地域の方にお声をかけて、たった昼休み時間の30分ぐらいなんですけど、毎日、地域のご年配の方または保護者のOBの方で現役の保護者の方に、図書館を開けていただいて、子どもたちが図書館に来たのを見守って、また今ですと貸出しのそういう作業までして、また最後は子どもたちが教室に戻った後、整理整頓をして閉めていくという、この作業なんですけど毎日やっておりました。

その成果があったということを経験から、図書館に来る子どもたちの数が大変増えた。増えたということによって、子どもたちが読書をする、そういう機会に恵まれたということがあるんでしょうかということ、何が変わったかということやはりふだん、本もそうなんですけど新聞とか、とにかくいろいろな活字に触れる時間がとても増えた。それで学校では、よくゲストティーチャーの方を呼んで講演会などをしますけれど、ちょうどその学校では講演が終わった後、すぐ直後に、全校生徒全てにA4までいかないんですけど小さな感想用紙というか、お礼文を書いたり、今日の講演会の感想を書いてくださいというものがあって、全校生徒に配って、たったそうですね20分、30分の学校から帰る前の時間に書いてもらって、それを講演者の方にお渡しするという作業があるんですけど、必ず校長室に私が届けるんですけど、校長室に宮川さん来てくださいということで、これをよかったら読んでみてくださいと言われました。

読みますと、ほとんどの生徒が、やはり表現力、お礼の仕方でも、あとは自分の体験を交えて今日の講演がとてもよかったです。私にとってとてもためになりましたという、そういう1年生から3年生の生徒さんの言葉が、本当に回を重ねるごとに、すばらしい充実した文章になっておりまして、それもやはり図書館で本を読むというか、図書館で本を読むというよりも、活字に触れる時間を持つということが大事ということの一つ学んでいるというふうに、校長先生がおっしゃっていました。

その学校では、コロナ前に一度、コロナが明けて昨年1月、そして今年度1月、3回にわたって小中連携の図書館フェスティバルというのをやっております、大変これは好評で、やはりふだん、なかなか図書館に入らない保護者の方や地域の方に開放して、いろいろな本に関するイベントをやっております。そういう取組一つも大変貴重な取組だと思いますし、やはり一番は親が、大人が本を読むとか、そういう機会をたくさん持つことによって、子どもがそれを親を見て、大人たちを見て、何か楽しそうだなとか、ためになるなというような、そういうことにつながっているということですので、ぜひその学校以外にもたくさんの図書館に関する取組、たくさんいい取組があるということをお伺いしておりますので、ぜひそういうところも、もしかすると各地域の図書館で紹介していただいたり、そういうことも、また、いいのかなと。

その中学校では、今や、もうすごいんですけれども、ビブリオバトルを中央図書館でやっていました。最初に参加したとき、私もちょっと拝見しに行きましたけれど、中学生でもこんなに素晴らしいことができるんだというふうに思いましたし、ぜひぜひ図書館を利用するということを先ほど本間委員からもありましたけれど、図書館にわざわざ出向かなくても、授業の中でくっつけて何か図書と関連したものができるといこともございますし、今や、以前はゼロだった司書さんというのは先生にはいらっしやるそうなんですが、なかなか以前は忙し過ぎて図書館に来ていただけなかったのが、今や各学校、週1から週3ぐらいですか、図書館支援員の方もいますし、ぜひぜひそういう方たちのプロの力も借りて、充実したものになればいいなと思っております。

福田教育長

ありがとうございます。
続けて、本間委員、よろしいですか。
ほかの委員からはコメント等はございますか。
どうぞ。

宮川委員

教育長

福田教育長

宮川委員

宮川委員

全く、図書館に先日ベーカリーさんができまして、ちょっと行ってきたんですが、この月曜日の祝日の日も、実は中央図書館の前のいなりプレパークにまた行ってきたんですけれど、すごい60人ちょっとくらいの親子さんが参加していて、お昼時になって、おなかすいたね、おなかすいたねと言ったので、ベーカリーができていますよ、という話をしたら、ちょうど小学校5年と6年の子がいて、私たち、さっき行ったんですけど、もう超並んでいて、並んでいて帰ってきちゃったんですというぐらい、私が行ったときも大変列をなして。あそこは、前に並んでいた方に聞いたら、わざわざ北区以外のところにあったパン屋さんだそうですが、もうファンで、しょっちゅう買いに行っていたと、他区に。そこのひぐらしベーカリーさんに。とてもおいしいんですよ、なんて私も言われまして、実際に買って食べましたけれど、大変おいしゅうございました。

以上です。

福田教育長 中央図書館長、よろしくお願いいたします。

中央図書館長 教育長

福田教育長 中央図書館長

中央図書館長 学校図書館の運営、また地域に根差した学校図書館、そちらのほうにつきましても、先ほどご指摘ございましたように、お子さん、または教職員の皆様につきましても、様々に時間をなかなか確保するのが難しいといった部分もあるかとは思いますが、そういった中でも教育委員会の関係課ともよく協議しながら、また必要があれば校園長会等でもお話を伺いながら、不読率の解消といった部分を含めて、先ほど委員からご指摘をいただきましたように、活字に触れる機会をあまねく皆さんにできるだけ確保させていただくといったのは、やはり今回のこの計画の進捗を進める一つの要因かなというふうにも考えてございますので、そういった部分も含めて取り組んでいかせていきたいと考えてございます。

続きまして、申し訳ございません。本件とはちょっと違うんですが、先ほど委員からご紹介いただきました。私どもがやっと1年半をかけて、1階に飲食店を提供できる事業者のほうが入っていただきましたので、ぜひ皆様も、よろしかったらお時間があるときにお越しただけたらと思います。どうも、宮川委員、先日はお越しいただきまして、ありがとうございました。

福田教育長 ありがとうございます。
では、ほかにご意見。

教育振興部長 1点だけ、ごめんなさい。
教育長

福田教育長 教育振興部長

教育振興部長 電磁波過敏の件なんですけれども、ごくまれに議会で話題になる場合があります。恐らく、北区の中で数名だと思ってしまうんですけれども、正直申し上げて行政として対応が極めて難しいと思っています。なので、先ほどあったような結果として、建物の中に図書館の中央館は構造上Wi-Fiが飛んでいないだけなんです。狙ってそういう場所をつくるということが行政サービスとしていいのかどうか、というのはなかなか難しいかなというふうに思っていますし、建物全体にむしろWi-Fiを飛ばしてくれという意見のほうが圧倒的に多いものですから、そういった兼ね合いの中でどういうふうに折り合いをつけるのかということについては、極めて難しいというふうに思っております。

現段階として、教育でこの話題をしたことはないですけれども、区として、じゃあそ

ういう人のためにエリアを設けることをあえてするのかという話には、なっていないというふうに思います。

福田教育長

ありがとうございます。
教育指導課長

教育指導課長

教育長

福田教育長

教育指導課長

教育指導課長

私からもちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まず、平成20年の学習指導要領のことからなんですけれども、この際に言語活動の充実ということがうたわれまして、そして、今も生きていると思ってございます。つまり、今の主体的・対話的で深い学びの授業改善に、この学校図書館を活用した読書活動の充実というのはとても大切な視点としています。この、やはり読書活動の充実だったり、言語活動の充実というのは、子どもの言葉の力や語彙力を高めるためのものであると考えてございます。

これからどうしていくかにつきましては、こちらのほうは学校図書館、中央図書館の今出ました推進計画、これが出ましたのでしっかりと読み込んで、学校と一緒に協議しながら読書離れの防止につなげていきたいなと思ってございます。

その読書離れにつきましては、本間先生からおっしゃられたように、体験活動とどのようにつなげていくかという視点がとても大事だと痛感しています。これにつきましては教育長が進めていくこれからの学び、探求的な学びとどう結びつけていくかというところになってくるかなと思いますので、ここはしっかりと教育指導課の指導主事が学校訪問をしながら、指導、助言につなげていきたいと思っています。当然、地域との関わりも大事になってくると思いますので、宮川先生のご意見を伺いながらになりますけれども、コミュニティスクールの充実とともに、これは対応可能かなと考えてございます。

現在におきましても、王子桜中学校の取組は大変すばらしいものだと思いますし、校長先生自らがポップを作成して、読書の、本のすばらしさを伝えていきますし、王子第五小学校につきましては、土日の宿題を取りやめて、調べる学習コンクールというものを踏まえた、図書館を使った調べ学習というものを推進し出しました。こういった、いい事例もございますので、ここにつきましてはもちろん校長会を含めて、図書館研修とかそういった場を、機会を捉えて周知啓発を図っていきたくと思っています。

具体的な読書をどこに位置づけるか、朝読書にするのか、昼読書にするのか、あるいは放課後、どのように活用するかということにつきましては、実際の教員が工夫の視点を持っていると思いますので、この辺りもしっかりと吸い上げながら教育課程の編成につなげていきたくと思っています。

どうぞよろしく申し上げます。以上です。

福田教育長	ありがとうございます。 本間委員、どうぞ。
本間委員	教育長
福田教育長	本間委員
本間委員	<p>今、指導課長がおっしゃってくださった、多様な学びの中で、先日、課長が本当に自ら、各学校のビオトープ等について詳しく調べてくださいましたけれども、今おっしゃったその体験活動の中でも、ビオトープの活用とその読書との関連というものはとても結びつきやすいものだというふうに思います。今、個別最適な学びもありますから、生活ですとか、理科ですとか、あるいは総合的な学習の時間の中で、児童、生徒が関心を持った課題の中でも、ある子はビオトープ、ある子は自分の学習課題の中のさらに追及といったようなことで、きたコンと合わせて、紙媒体のものでその場に百科事典などを持って行って調べるとか、そういったようなことも含めてできる活動だというふうに思います。</p> <p>私も、校舎を出たところでの読書活動と地域の方とのつながりといったことも実践したことがあるのですが、そういったような場所であればある程度電磁波などの心配のあるような方も、そういう場所でしたら子どもたちに関わっていただくこともできるということもありますので、一つのところに話がまとめられなくて申し訳ないんですが、多様な活動の中で様々なことを結びつけて、それぞれの方が持っていらっしゃるよさを生かすことができるということが可能だというふうに思いますので、個別最適な学び、共同的な学びの中で、そういったことをさらに、どうしても学校に頼るところが多くなると思いますけれども、より推進をしていっていただくことを期待したいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
福田教育長	ありがとうございます。 ほかに。 川染委員、どうぞ。
川染委員	教育長
福田教育長	川染委員
川染委員	<p>私も、先ほど指導課長が読書活動の充実ということでお話をされたのを聞いていて、ちょっと今思い出したんですけれども。</p> <p>今、高校3年生になる高校生の知っている人がいて、その子は学力も頑張っていますけれど、生徒会活動をやったりとか、ちょうど平成20年ですか、読書活動を充実させるということで読書への取組を強化した世代なのかもしれませんが、その高校3年</p>

生は超難関校に向けていったということなんですけれど。そういう意味では、今日、国立大学の二次試験ですか、ちょうどそういう日になりますけれども、その子と話したことがあったのを思い出しました。

やっぱり、読書はもう絶対大事というか、本当に大切だったというふうに言っていて、特に何がよかったのと聞いたら、読解力がすごくついたと言っていました。読解力は、単純に国語とか数学とか、そういう教科の話ではなくて、その書かれていることに対する理解する力というか、全てにわたって生きてくるといふか。そういう意味では、今先生が、課長がおっしゃられていたことを聞いていて、小学校の頃から、もっと小さい頃からすごくそういう読書に対する取組をされているのが、すごくそういう将来、もう人生を変えるような場面につながっていくんだなというふうに今聞いていて思いましたので、私も意図的に、本間委員や宮川委員がおっしゃるように、ちょっと意図的に図書館、図書室、学校の図書室もそうですけれど、触れ合うようなところはもう知恵と工夫のかなと思います。

都の北学園のように、もうあらかじめ、ちょっと見ましたけれども図書室と廊下とかが全部つながっていて、気づいたら本と触れ合えるというところはレイアウト的に特別かもしれませんが、すごくそこはもう体験活動とかいろいろな施策を投じて、ぜひちょっとそこは本当に将来物すごく役に立つ力になると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

福田教育長

ありがとうございます。
ほか、よろしいですか。

(質疑・意見なし)

福田教育長

貴重なご意見をありがとうございました。
では次に、日程第5、報告第8号「スクールロイヤー及び学校管理職OBによるいじめ対応職員の配置について」についてです。
教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

福田教育長

教育政策課長

教育政策課長

教育政策課長です。
それでは、報告第8号を1枚おめくりをお願いいたします。
要旨は1にお示しのとおりでございます。
2の(1)でございます。まず、スクールロイヤーでございます。
配置の背景をご紹介しますと、外部の弁護士を活用いたしました学校法律相談制

度、北区におきましては令和2年度から開始をしてございます。これまで、この制度においては学校と弁護士の間には区が入り、まず学校が相談日を作成、次に、区において論点整理をした後、学校を弁護士につないでいたというやり方で行ってまいりました。

このやり方につきまして、方法につきまして学校からは改善のご意見、要望をいただいていたところでございます。もっと迅速に、簡便に、直接法律の専門家と相談したいというお話を度々頂戴してまいりました。ということ踏まえまして、こちらの、アの内容のところにお示しのとおり配置をするものでございます。

分庁舎に週2回と記載してございますが、登庁日以外にも電話、メール、WEB会議システム等による随時の相談を可能というふうなことで、仕様を組んでおります。目指すは学校がいつでも予約なしにいつでも気軽に相談できる、案件によっては保護者との接見にも同席するなど、学校からいわゆる顔が見える弁護士、これを目指していくというものでございます。教員の心理的、時間的負担の軽減とともに円滑な学校運営にもつなげてまいりたいと考えてございます。

(2)でございます。今度は学校管理職OBによるいじめ対応職員でございます。

内容のところはお示しのとおりでございます。配置の背景をご紹介いたしますと、いじめの認知件数あるいは重大事態の発生件数、これが増えまして、学校だけでは解決に向けての対応が難しくなっている状況も増えてきました。様々な知見を有する学校管理職を配置いたしまして、直接保護者や学校関係者から相談を受けるということにいたします。スクールロイヤーと連携しながら、いじめの早期対応、解決に当たることで、発生件数が増加の一途をたどるいじめの迅速な対応と解決を図ってまいりたいというふうなことでございます。

以上でございます。

福田教育長

ありがとうございます。

では、本件についてご質疑、ご意見はございますか。

本間委員、お願いします。

本間委員

教育長

福田教育長

本間委員

本間委員

長年の願いであったスクールロイヤーが導入されることは大変ありがたく思います。

その上で質問なんです、今、お話のあった(2)の学校管理職OBによる云々のことについて、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

教育指導課長

教育長

福田教育長

教育指導課長

教育指導課
長

こちらは、まず2名、今、教育指導員が教育指導課に4名配置されているんですが、いじめ対応職員として、元OBの校長先生方に2名なんですが増員する形で配置を考えております。

こちらは、なぜ配置になりましたかというのと、昨今、教育委員会の事務局、特に指導主事や対応している主査がおるんですけども、いじめの対応がかなり多様化しているというか苦慮するような場面が多くなってきました。早期対応してもこじれるケースが多くなっています。

あわせて、新ガイドラインが改訂されたことに伴いまして、このガイドラインは、いじめ重大事態の申立てがあったら重大事態が発生したものとして対応するというような規定がございます。つまり、重大事態かどうか真偽を問わずにあったものとして対応しなさいという内容でございます。

実はこの対応をしている中で、指導主事や対応担当の主査が感じているところとしては、レベル感の違いがかなり重大なものからそうでないものもあるかなというところで、件数ばかりが増えている現状もございます。ただ、対応していく中で、早期対応を伴走型でしていることによって防げるものもあったということが課題でもありますので、この辺り、対応するような人員確保ができれば可能となる、もう少しきちんとした早期対応が可能となるのではないかなということもございます。

こちらのいじめ対応の職員につきましては、保護者対応もするような職務内容となっております。当然スクールロイヤーとの連携も図りながらとなってくるということもございますので、学校の伴走型支援もできるような内容となっておりますので、かなり効果があるかなというところで配置を考えました。

以上でございます。

福田教育長

ありがとうございます。

本間委員

教育長

福田教育長

本間委員

本間委員

ありがとうございます。

スクールカウンセラーが導入されるときに懸念されたことが、いろいろな問題が学校の管理職を中心として共有できるかという問題があったかと思うんですが、実際には動き始めてみたら、今現在はそこら辺が円滑にいつているということですので、このことも多分心配は杞憂に終わるのであろうというふうな期待は思っていますけれども、ここにいじめ以外の学校問題、教員の人材育成にも関わるといふふうにありますので、学校長としては大変ありがたい反面、間に入ってくる先生と校長先生の学校経営のお考え方とのすり合わせとか、もっと言ってしまえば人間同士ですから感情の行き違いですとか考え方の違いといったことも出てくるかというふうに思いますので、その辺りのそごが起きてしまったときの調整といったのは、教育指導課のほうでしてくださるということでしょうか。

教育指導課長	教育長
福田教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>まず、ご懸念につきましては、教育指導課の私も含めまして、指導主事が側面支援と いうか一緒になって対応することでございます。対応する案件につきましては、当然同 じ空間にいる職員となりますので、指導主事と打合せをして、その上で対策を考えて方 向性を決めてから対応するような形になります。</p> <p>そして、いじめ対応職員の方には、学校で有事が、事が発生してから対応するという よりは、日常から学校訪問とかもしていただきながら、学校と関係性をつくっていただ きながらその上で対応するという形を取りたいと思っておりますので、まず、ご懸念があ ることについては、なるべく起きないように工夫をして対応を図りたいと考えていま す。</p> <p>以上でございます。</p>
本間委員	教育長
福田教育長	本間委員
本間委員	ありがとうございます。
福田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかは、委員の方。</p> <p>宮川委員、どうぞ。</p>
宮川委員	教育長
福田教育長	宮川委員
宮川委員	<p>今のところなんですけれども、やはり、先日港区の教育委員さんとお話をしたとき に、その方は弁護士さんでちょうど4年目になるそうなんですけれども、自分が委員に なってからというよりも、港区は弁護士さんも多いということもあって、学校のそうい ういろいろな問題は、とにかく大ごとになる前にすぐに対応しているので、大きな、例 えば裁判にとか、そういうのは1件もありませんと言われて、ああ、というふうに思っ たんですが。何度も皆さんの口からも出ているとおりで、迅速に、直接もうすぐに相談 できるという今回のスクールロイヤーの配置というのは本当に素晴らしいなと思うと同 時に、やはり各学校の先生方にはこれは相談するべきかなとか、どうなんだろうという</p>

そういうところから、すぐに相談してほしいというような思いでおりますけれども、とにかく、問題が大きくなる前にすぐに対応するというのが一番大事だと思いますというふうに、先日の港区の教育委員さんからも言われましたけれど、本当にそのとおりだなと思います。

また、何でもそうなんですけれども、あれ、と思ったときにはもうすぐというの、家庭の中でもそうですし、社会で生活していると、あれ、というときにはもうすぐに対応するというの、学校の現場の先生たちには全ての先生にそのように仕組みづくりというか、していただきたいなというところでございます。

福田教育長 ありがとうございます。
ほかは、よろしいですか。
川染委員、どうぞ。

川染委員 教育長

福田教育長 川染委員

川染委員 すみません。いじめ対応職員という名称なんですけれど、これは実際はアドバイザーとかそういう、何と申しますか導入された後の話なんですけれど、どういうふうになるんでしょうか。

教育指導課長 教育長

福田教育長 教育指導課長

教育指導課長 この辺りにつきましては、検討させていただきたいと思います。例えば、安心サポーターとか、そのような形になるかなと考えておりますし、または教育指導員の方と一緒に、扱いとしては、教育指導員として内部的にいじめ担当というような形で行うという形も考えております。
以上です。

川染委員 教育長

福田教育長 川染委員

川染委員 分かりました。
ありがとうございます。

福田教育長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

福田教育長

ではここで、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第6、報告第9号「東京都北区奨学金返済支援給付事業（案）について」です。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

福田教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは報告第9号でございます。1枚、おめくりをお願いいたします。

要旨につきましてはお示しのとおりでございます。意欲ある若者の学びを支援いたしまして、北区の未来を担う若年層の定住化促進を図るための支援制度でございまして、これまでも本委員会等でこうした制度の構築を検討していく旨、お伝えをしてきたところでございますけれども、今回は、現時点におきます制度の概要の案についてご説明をさせていただきます。

2番でございます。助成要件、主な要件といたしまして、3点お示しをしてございます。

制度の対象者でございますけれども、開始は本年3月以降の卒業生から対象といたします。助成の支給は令和8年度開始を予定してございます。

二つ目の中黒にございますとおり、大前提として日本学生支援機構の第一種の奨学金を借り入れて、それを返済しているということを条件といたします。

それから定住化を図る制度の趣旨から、北区の居住要件も設定をいたします。この辺りは後ほどご説明いたします。

助成する費用の対象でございますけれども、お示しの奨学金と、本人が借りました公的な奨学資金を対象といたします。

4が助成の規模です。毎年最大100人までといたしまして、支援を決定した方に5年間にわたって1人当たり最大で総額100万円の支援を行うというものでございます。

以下、読み上げさせていただきますけれども、申請者が定員を上回るときは、借入総額が多い方を優先といたします。交付の申請は初年度のみでございます。つまり初年度に5年間分の権利を付与いたします。助成要件を欠いた時点で、いわゆる転出をされた時点で、ごめんなさい1月1日時点の居住要件をクリアできない段階で交付決定を取り消すというものでございます。

すみません、大変分かりにくいので当日配布になって恐縮ですが、図をお示しさせていただきましたので、こちらの資料で説明をさせていただきます。

まず、上段、下段がありますけれども下のほうから参ります。給付の上限額のイメージです。先ほど、1人当たり5年にわたり合計最大100万円とお伝えいたしました。が、5年間均等20万円ではなくて、お示しのおり年数を重ねるごとに金額を増額してまいりたいと、いわゆるグラデーションをつけたいというふうに考えてございます。

上段が返済額のイメージ、算定のイメージでございますけれども、こちらをご覧いただいて、一番左の令和6年度、今年度、大学4年生で3月に卒業いたしますと、返済は7年度の10月から始まります。7年度の10月から始まるというものでございます。これが赤い矢印の部分でございます。

初年度の申請でございますけれども、初年度は令和7年度の10月から3月までの半年間について返済した額を対象として赤い点線、下に矢印が行っていますけれども、令和8年度に5月に申請を受け付けます。この最初、1年目の申請に対する決定というところになるんですけれども、この最初の申請に対する交付の決定のタイミングで5年間の権利を付与してまいります。

2年目の令和8年度は赤い矢印の今度は1年間分になります。返済した額を上限に、翌年度申請を受け付け、支給すると。これを合計5回にわたって、5年間にわたって繰り返すというものでございます。

なお、ブルーの青い四角でございます。住民票とございますけれども、それぞれ1月1日に北区に居住していることを要件といたします。要は、返した額を上限に翌年申請を受け付けて支援する、その際、北区に住んでいないとその後も含めて支給しないと、そのような仕組みでございます。大学の就学支援あるいは定住化、こういったことを要件と化していくというものでございます。

繰り返しになりますけれども、5年間の権利付与は最初の申請に対する支給のタイミングで行っていくというものでございます。

恐れ入ります。資料戻りまして、今後の予定でございます。

今後、細目の部分を詰めてまいります。詳細な制度設計を進めまして、本年10月に広く制度の周知を行った後、令和8年度から申請の受け付け、そして給付を開始していくというふうな予定を考えているところでございます。

以上、現時点での案ということでお示しをさせていただきました。

よろしく願いいたします。

福田教育長

ありがとうございます。

丁寧な補足資料も添付、ありがとうございます。

それでは、本件について質疑、またはご意見はございますか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

福田教育長

では、特にご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

以上で、本日の日程は全てを終了いたしました。これをもちまして令和7年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。